

新屋敷ガッツ会則

(名称)

- 1.このソフトボールチームは「新屋敷ガッツ」と称し、指扇ソフトボール連盟に加盟する

(組織)

- 1.このチームに次の役員を置く
 - ・監督、主将、会計、事務局 各1名、監督は助監督を1名指名することが出来る
 - ・連盟運営委員 1～2名、連盟審判部員1名、連盟登録審判 3名以上
 - ・連盟より役員に任命された場合は連盟役員を選出する
- 2.その他、配車、道具準備等の担当者を選出する
- 3.各役員の任期は1年(1月1日から12月31日)とするが、再選を妨げない

(役員を選出)

- 1.監督、主将については話し合いにより選出・決定し、その他の役員、事務局、担当者については原則持ち回り選出とする

(役員の仕事)

- 1.監督はチームを代表し、全般の運営にあたる
 - 助監督は監督を補佐し、その仕事を代理する
 - 主将は練習、リーグ戦試合等、試合実務の運営にあたる
 - 会計は会費の徴収、支出等の管理及び会計報告を担当する
 - 事務局はチーム全般の総務関係を担当し、チーム内への連絡を担当する
- 2.連盟運営委員は連盟の行事運営への渉外業務にあたる
 - 審判部員及び登録審判は連盟主催試合の主審を担当し、会員は塁審、記録員を担当する

(会員)

- 1.会員資格は、指扇ソフトボール連盟資格に準ずる
- 2.会員は、別途規定する会費を負担し、チーム指定のユニフォームを自己の負担のもとに準備する
- 3.会員は半期以上休部が続き、本人から復帰もしくは継続して休部の意思なき場合は会員の資格を消失する
- 4.会員は本人の申し出もしくは、会費未納が継続する場合にその資格を消失する

(運営会議)

- 1.毎年、原則 12 月に年間活動の総括、会計報告、翌年の役員選出及び運営方針について運営会議を開催する

(会計・経理)

- 1.このチームの経費は会費及び助成金を以ってあてる
- 2.会費は半期 6 千円(女性 3 千円)とし、1月と7月にそれぞれ半期分を会計に納入する
チームで負担すべき臨時費用が発生した場合は、会費を臨時に徴収することがある
- 3.学生、専業主婦など被扶養者は会費を免除する
但し、スポーツ保険、懇親会費等は実費を個人負担する
- 4.半期以上に渡り選手の都合により試合に参加出来ない場合は会員の申告により休部とし、
当該期間における会費を免除する

(弔慰)

- 1.会員もしくは、会員と同居する家族が死亡した場合は、遺族に対して 10,000 円の弔慰金を
支給する
但し、本規定は、会員登録後 3 ヶ月後以降とする

(連絡体制)

- 1.会員への連絡は、事務局に依るものとし、会員は参加予定につき事務局へ連絡する

(その他)

- 1.練習、リーグ戦等への道具の運搬収納、配車等は会員が協力して行うものとする
2. この会則に定めなき事項についてはその都度、協議、決定する

第1回制定 平成15年10月

第2回制定 平成20年12月

改定 平成22年12月(会費改定:5千円→6千円、女性3千円)